

平成25年度

介護保険料(暫定賦課・仮徴収)

●問合先 市役所介護福祉課 介護保険G 内線172、173

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料額は、市区町村民税の課税状況や前年の所得をもとに算定されます。ただし、市区町村民税の課税および前年の所得が確定するまでの間は、暫定賦課または仮徴収が行われます。

保険料の納付

●暫定賦課

▼対象 普通徴収の方(納付書により保険料を納める方)

*第1期・第2期の保険料額は、暫定的に前年度の所得段階をもとに算定し、前年度の保険料年額(別表参照)のおおむね6分の1の額となります。納付書は4月中旬に送付しますので、納め忘れないようご注意ください。

▼納期限

- ・第1期 4月30日(火)
- ・第2期 7月1日(月)

◎安心・便利な口座振替!

納期限の日に指定の口座から保険料を振り替えますので、納め忘れの心配も解消されます。ぜひご利用ください。

《申込方法》預金口座振替

依頼書・自動払込利用申込書(納入通知書と同じ込み)に記入・押印の上、預(貯)金通帳・届出印を持参して、市指定の金融機関または郵便局の窓口へ提出してください。

●仮徴収

▼対象 特別徴収の方(年金から保険料が天引きされる方)

○前年度に特別徴収されていた方

平成25年2月に年金から天引きされた額と同じ額が、4月・6月・8月に支給される年金から天引きされます。年度間の天引き額を平準化するため、8月の仮徴収額を変更する場合があります。

○平成25年度から特別徴収が開始される方

前年度の保険料年額のおおむね6分の1の額が、支給月ごとに年金から天引きされます。

●保険料額の決定時期

平成25年度の介護保険料額は、7月下旬～8月中旬に決定され、「介護保険料納入通知書(普通徴収の方)」または「介護保険料額決定通知兼特別徴収開始通知書(特別徴収の方)」を送付します。保険料年額や所得

段階が記載されていますのでご確認ください。

介護保険Q&A

Q1 4月に納付書が2通届きました。両方とも納めるのですか?

A1 平成25年2月以降に資格を取得された方(65歳になったり、市に転入した方)には、平成25年度暫定賦課分の納付書のほか平成25年度随時分(平成25年2月または3月分)の納付書も送付しています。どちらも納めていただく必要がありますので、忘れずに納付してください。

Q2 保険料を納められないときは、どうすればいいのですか?

A2 災害などの特別な事情で保険料の納付が困難

となったときは、市役所介護福祉課にご相談ください。

Q3 保険料を納めないとどうなりますか?

A3 介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常かかった費用の1割ですが、保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような給付制限の措置がとられます。

◎1年以上滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請をしていただくことで、後で保険給付分(費用の9割)が支払われます。

◎1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担した上で、申請後も保険給付費の一部または全部が差し止められます。さらに滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。

◎2年以上滞納すると…

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。